

## 【 解説 】 今回の「見直し和解」の特長

小田急訴訟弁護団

今回の裁判は、形式的には原告らの一方的意思表示である訴えの取下げという形で終結した。

しかしながら、この取下げの不可欠の前提として、下北沢の文化と環境に対し、法的にも有意な価値があると判断した裁判所からの歴史的な和解勧告と、同勧告を踏まえた下北沢の今後のまちづくりの在り方に対する世田谷区の意味表明がある。

その世田谷区の意味表明の概要は、世田谷区が、従前の計画を確定的なものとする事なく、自治の担い手である住民と協働して、①小田急線跡地（上部利用）についてはさらに小田急電鉄と調整して公共的な空間となるよう整備を進めること、②補助54号線（第Ⅰ期区間）及び区画街路10号線についても上記上部計画と連続性のある歩行者を主体とする街づくりを進めること、③下北沢の良好な街並みの維持・発展について必要な対応（都市計画の変更等）をとることである。

そして、このような世田谷区の意味表明が、裁判官、原告ら、そして住民ら傍聴者も見守る公開の法廷において行われた。

また、補助54号線の第Ⅱ期区間、第Ⅲ期区間については、既に優先整備路線から外されているという現実がある。

以上からすれば、本訴訟の終結は、そもそも行政訴訟事件における和解の可否について議論がある中で、裁判外の和解以上の、通常の裁判上の和解を凌ぐ実質的内容を有するものというべきである。しかもその内容は、下北沢独自の魅力を踏まえた都市計画の見直しを世田谷区が住民と協働して進めることを表明するものであって、「声明」が指摘する住民勝利の歴史的和解というべきである。